

議案第 39 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 2 年度狭山市一般会計補正予算（第 3 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 2 年 6 月 5 日提出

狭山市長 小谷野 剛

別紙

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年度狭山市一般会計補正予算（第3号）

補正予算別冊のとおり

令和2年5月25日

狭山市長 小谷野 剛

## 令和2年度狭山市一般会計補正予算（第3号）

令和2年度狭山市一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64,000,558千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰入金		千円 2,912,087	千円 93,500	千円 3,005,587
	2 基金繰入金	2,912,084	93,500	3,005,584
歳入合計		63,907,058	93,500	64,000,558

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 商工費		千円 1,472,045	千円 93,500	千円 1,565,545
	1 商工費	1,472,045	93,500	1,565,545
歳 出 合 計		63,907,058	93,500	64,000,558